

鳥取県証明書等交付事務規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県手数料徴収条例が一部改正され、法令等に定めがないことによりこれまで手数料を徴収していなかった各種証明書等の交付について新たに手数料を徴収することとされたことに伴い、各種証明書等の交付事務に関し必要な事項を定める。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、別に法令等に定めるもののほか、県の機関における各種証明書等の交付事務に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 申請	ア 次の証明書等交付事務を求めようとする者（以下「申請者」という。）は、別に法令等に規定がある場合を除き、申請書を当該事務を行う県の機関に提出する。 (ア) 県の機関が交付すべき証明書等の交付 (イ) 県の機関が書換交付又は再交付を行うべき証明書等の書換交付又は再交付 イ 申請書には、次に掲げる事項を記載する。 (ア) 申請者の住所及び氏名並びに連絡先 (イ) 証明書等交付事務を求める旨並びにその内容及び理由 (ウ) その他、証明書等交付事務を行う県の機関の長があらかじめ指定する事項 ウ 申請者が県の機関に対し証明書等交付事務を求める場合において、鳥取県収入証紙規則の規定により当該事務に係る手数料を証紙により納付することとされているときは、申請者は、納付額に相当する額の証紙を申請書にはり付けて納付する。
(3) 証明書等交付事務	(2)により証明書等交付事務を行う県の機関に申請書が提出されたときは、当該機関の長は、別に法令等に定める場合を除き、速やかに求められた証明書等交付事務を行う。
(4) 施行期日	施行期日は、公布日とする。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の表の改正する規則の欄に掲げる規則について、同表の改正の内容の欄に掲げる規定の整備を行う。

改正する規則	改正の内容
ア 知事の職務代理者を定める規則	規則中「事務吏員」を「職員」に改める。
イ 地方税法第396条第2項の規定による県職員の身分を証明する証票規則	(ア) 規則名を「鳥取県固定資産評価職員証票規則」に改める。 (イ) 規則中引用している地方税法の根拠条項を改める。 (ウ) その他所要の規定の整備を行う。
ウ 鳥取県債権管理事務取扱規則	(ア) 規則中「徴収吏員」を「徴収職員」に改める。 (イ) その他所要の規定の整備を行う。
エ 鳥取県統計調査条例施行規則	規則中「吏員」を「職員」に改める。
オ 生活保護法施行細則	規則中「吏員」を「職員」に改める。
カ 災害救助法施行細則	(ア) 規則中「当該吏員」を「当該職員」に、「事務（技術）吏員」を「職員」に改める。 (イ) その他所要の規定の整備を行う。
キ 鳥取県児童福祉法施行細則	(ア) 規則中「吏員」を「職員」に改める。 (イ) その他所要の規定の整備を行う。
ク 歯科技工士法施行細則	(ア) 規則中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

	(イ) その他所要の規定の整備を行う。
ケ 鳥取県青少年問題協議会規則	(ア) 協議会の書記に係る規定を削る。 (イ) その他所要の規定の整備を行う。
コ 農業協同組合検査規則	(ア) 規則中「事務吏員又は技術吏員」を「職員」に、「検査吏員」を「検査員」に改める。 (イ) その他所要の規定の整備を行う。
サ 森林組合検査規則	(ア) 規則中「事務吏員又は技術吏員」を「職員」に、「検査吏員」を「検査員」に改める。 (イ) その他所要の規定の整備を行う。
シ 水産業協同組合検査規則	(ア) 規則中「事務吏員又は技術吏員」を「職員」に、「検査吏員」を「検査員」に改める。 (イ) その他所要の規定の整備を行う。
ス 主要農作物種子法施行細則	規則中「技術吏員」を「職員」に、「当該技術吏員」を「当該職員」に改める。
セ 国有財産使用及産物採取規則	規則中「当該官吏員」を「当該職員」に、「警察官吏」を「警察官」に改める。
ソ 鳥取県河川工事負担金等徴収職員規則	(ア) 規則名を「鳥取県河川工事負担金等徴収職員規則」に改める。 (イ) 規則中「吏員」を「職員」に、「徴収吏員」を「徴収職員」に改める。 (ウ) その他所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

鳥取県部等設置条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県部等設置条例等の一部を改正する条例の施行に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の規則について、規則中引用している鳥取県部等設置条例及び鳥取県総合事務所設置条例の根拠条項等を改め、その他所要の規定の整備を行う。

ア 鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

イ 鳥取県統計調査条例施行規則

ウ 鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則

エ 鳥取県障害者自立支援法施行細則

オ 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則

カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

キ 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則

ク 鳥取県建設工事執行規則

ケ 鳥取県採石条例施行規則

(2) 施行期日は、平成19年4月1日とする。

会社法の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

会社法の施行に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次のとおり、会社法の施行等に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

改正する規則	改正の内容
--------	-------

ア 鳥取県知事の資産等の公開に関する規則	規則中「資本」を「資本金」に改める。
イ 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則	会社法の施行による特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、規則中に引用している条項を改める。
ウ 鳥取県地方卸売市場条例施行規則	<p>ア 事業又は営業の譲渡し及び譲受けの許可を受ける場合に提出する書類について、規則中引用している法律を商法から会社法に改める。</p> <p>イ 規則中「資本」を「資本金」に改める。</p> <p>ウ 規則中「営業」を「事業又は営業」に改める。</p> <p>エ その他所要の規定の整備を行う。</p>
エ 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則	<p>ア 規則中「資本」を「資本金」に改める。</p> <p>イ その他所要の規定の整備を行う。</p>

(2) 施行期日は、公布の日とする。